

平成25年6月5日

金融審議会

会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により、下記のとおり諮詢する。

記

経済の持続的な成長を実現していくためには、投資者保護に配意しつつ、金融仲介機能を活用し、新規・成長企業等に対するリスクマネーの供給の促進を図っていくことが不可欠である。

このような観点から、

- 一 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- 二 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- 三 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- 四 その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討すること。